○障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

(学長裁定 平成28年3月11日)

改正 平成 29 年 3 月 29 日 平成 30 年 3 月 30 日 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

- 第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)の教職員(非常勤職員含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。(定義)
- 第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者, 即ち,身体障害,知的障害,精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障 害(以下「障害」と総称する。)がある者であって,障害及び社会的障壁により継続 的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし,本学における 教育及び研究,その他本学が行う活動全般において,そこに参加する者すべてとす る。
 - (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

- 第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。
- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、第三者 の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維 持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、教 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を 得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全て の人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な

変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

- 4 前項の過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
 - (1) 教育及び研究, その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
 - (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約,人的・体制上の制約)
 - (3) 費用・負担の程度
 - (4) 本学の規模, 財政・財務状況

(障害を理由とする差別の解消に関する推進体制)

- 第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進(以下,本条において「障害差別解消の推進」という。)に関する体制は,以下の各号のとおりとする。
 - (1) 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等(施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等)に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
 - (2) 総括監督責任者 理事のうち学長が指名した者をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
 - (3) 監督責任者 別表1に掲げる者をもって充て、当該部局における障害差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、当該部局における障害差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする。
 - (4) 監督者 別表1に掲げる者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条 に規定する責務を果たすものとする。

(監督者の責務)

- 第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。
 - (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- (2) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の 提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。 (不当な差別的取扱いの禁止)
- 第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者 と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。 (合理的配慮の提供)
- 第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。
- 2 前項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、別表2のとおりとする。

(紛争の防止等のための体制)

第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別取扱い,合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決については,事由に応じて各学内委員会等で対応する。

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおりの研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項 について理解させるための研修
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応する ために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(服務上の措置)

第11条 学長は、教職員が障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則に規定する懲戒処分その他必要な措置を講じることがある。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

部局区分	監督責任者	監督者
監査室	監査室長 監査調整役	
戦略・評価室	戦略・評価室長	戦略・評価室長
広報・地域連携室	広報・地域連携室長	広報・地域連携室長
総務部	総務部長	総務課長
財務部	財務部長	財務課長
		経理課長
		施設課長
学務部	学務部長	修学支援課長
		学生支援課長
		陽東学務課長
学術研究部	学術研究部長	研究協力・産学連携課長
雑草と里山の科学教育研	雑草と里山の科学教育研究	研究協力・産学連携課長

## 1 .	1 B	<u> </u>
究センター	センター長	
バイオサイエンス教育研 究センター	バイオサイエンス教育研究 センター長	研究協力・産学連携課長
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
オプティクス教育研究セ ンター	オプティクス教育研究セン ター長	研究協力・産学連携課長
アドミッションセンター	アドミッションセンター長	アドミッションセンター事務室 長
留学生・国際交流センタ ー	留学生・国際交流センター 長	留学生・国際交流センター事務 室長
キャリア教育・就職支援 センター	キャリア教育・就職支援センター長	キャリア教育・就職支援センタ 一事務室長
教職センター	教職センター長	修学支援課長
総合メディア基盤センタ 一	総合メディア基盤センター 長	総合メディア基盤センター事務 室長
保健管理センター	保健管理センター所長	学生支援課長
附属図書館	附属図書館長	研究協力・産学連携課長
大学教育推進機構	大学教育推進機構長	修学支援課長
基盤教育センター	基盤教育センター長	修学支援課長
地域創生推進機構	地域創生推進機構長	広報・地域連携室長
地域デザインセンター	地域デザインセンター長	広報・地域連携室長
産学イノベーション支援 センター	産学イノベーション支援センター長	研究協力・産学連携課長
地域デザイン科学部	学部長	事務長学科長
国際学部	学部長	事務長 学科長
教育学部	学部長	事務長 系幹事
附属幼稚園	副園長	教頭
附属小学校	副校長	教頭
附属中学校	副校長	教頭
附属特別支援学校	副校長	教頭
工学部	学部長	事務長 学科長
農学部	農学部長	事務長 学科長
附属農場	農場次長	事務室長
附属演習林	演習林次長	事務室長

地域創生科学研究科	研究科長	事務長 専攻長
-----------	------	------------

別表 2(第8条関係)

相談者等	相談窓口
	障がい学生支援室 保健管理センター
障害者が本学の園児、児童、生徒の場合	副園長 副校長
障害者が学外者の場合	関係部局

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項 [別紙参照]